

●香川県告示第175号

河川法（昭和39年法律第167号）第58条の2第1項の規定により、次の区域を河川立体区域として指定する。

令和8年9月1日

香川県知事 池 田 豊 人

1 河川の名称

二級河川弘田川水系中谷川（中谷川放水路）

2 区域の表示

善通寺市仙遊町一丁目14番1地先から善通寺市善通寺町七丁目171番6地先までの別図の赤色で着色した部分の区域

3 指定年月日

令和8年9月1日

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）